

令和3年7月8日

組合員・利用者の皆様へ

あさひかわ農業協同組合  
代表理事組合長 島山 守穂

### 不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、当組合職員による下記の不祥事件が発生いたしました。

このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省をいたしますとともに、信用を第一とする金融事業を営む農協といたしまして、被害に遭われたお客様をはじめ、日ごろからご支援とご愛顧を賜っております組合員・利用者の皆様、関係機関各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 不祥事件の概要

発覚の経緯	お客様からの問い合わせを受け、調査した結果、令和3年6月14日に不祥事件が発覚いたしました。
事件の内容 (現時点で判明している事実)	当組合の職員が担当していた顧客 A さんから預かっていた共済証書を使い、共済担保貸付を実行し貸付金額を着服していました。さらに、顧客 B さんから預かっていたキャッシュカードおよび払戻伝票を使い、B さん名義の普通貯金口座から現金着服の不正を行っていました。 判明している実被害額は2,114万円で、被害に遭われたお客様に対しましては、当組合が当事者に代わって弁済し、正常なお取引に復元させていただきます。 なお、警察に被害を届け出ており、刑事告訴に向けた手続きを進めております。

##### 2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、現時点で判明している事実関係を説明の上、深くお詫び申し上げます。

なお、当該お客さま以外の被害は、現在のところ確認されていません。

### 3. 関係機関への報告

事件発覚後、速やかに監督官庁並びに関係機関に報告を行いました。

### 4. 当組合の対応

当組合では事態を厳粛に受け止め、常勤役員及び幹部職員等による「不祥事対応対策本部」を立ち上げ、内部調査を継続して実施しております。

今後、理事会におきまして関係機関の指導を仰ぎ再発防止策を策定するとともに、再発防止策の着実な実践を進めてまいります。

このたびの不祥事件の発生を役職員一同深く反省するとともに、今後は再発防止に向け、内部管理態勢の一層の強化とコンプライアンス意識のさらなる向上を図り、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

あさひかわ農業協同組合 管理部

0166-31-0111

受付時間 平日 9:00 - 17:00